

## トピック

### 裁判員裁判「非対象」事件で整理手続を活用する

刑事弁護委員会委員 徳永 裕文 (67期)

#### 1 はじめに

(公判前)整理手続と聞くと、裁判員裁判をイメージする方が多いのではないかと思います。しかし、ご存知のとおり、整理手続は、裁判員裁判非対象事件でも付すことができます。

筆者の周りで刑事弁護を数多く担当されている弁護士の方々は、多くの事件(特に否認事件)で当然のように整理手続を求めています。一方で、広く見てみると、整理手続にした方が良い事件だと思われにされておらず、まだ広く活用されていないという実感もあります。

そこで今回は、特に、裁判員非対象事件で整理手続を請求することのイメージがあまり持っていない方に向けて、筆者の経験を踏まえた考え方や活用法をご紹介します。

#### 2 なぜ整理手続にすることが良いのか

整理手続のメリットは、何よりも、類型証拠及び主張関連証拠の開示請求ができること、及び、証拠一覧表の交付請求ができることです。

説得力のあるケース・セオリーを構築するためには、豊富な事実の収集が必要です。また、捜査機関は、弁護人では手の届かない証拠を獲得する能力を持っています。その中には、依頼人にとって有利な証拠が眠っていることもあります。ですから、捜査機関の持つ証拠は、できる限りすべて開示させることが必要です。

もっとも、検察官も広く「任意開示」による証拠開示に応じていますので、それで十分じゃないか、と

いう考えもあるかもしれません。ただ、それでも類型や主張関連の方が優れているのは、検察官に、要件に該当する証拠を開示すべき法的義務があること、不開示理由を告知する義務があること(刑訴規則217条の26)、裁判所に裁定請求ができること、にあります。1点目と3点目はいうまでもありません。ここでポイントなのは、開示義務の対象は、「検察官所持証拠」だけに限られない(最高裁平成19年12月25日決定・刑集61巻9号895頁など参照)ので、工夫次第で、普通では出てこないような非常に重要な証拠を獲得できる可能性があることです。また、2点目についても意外に大きなメリットがあります。不開示理由が告知されることで、たとえば「存在しない」という回答が来た時に、「捜査していないという意味か」などとさらに釈明を求めていった結果、「その証拠を収集する捜査をしていない」という事実を獲得することになり、それ自体がヒントになることがあります。また、そういう釈明を求め続けていくうちに、検察官が補充捜査をしてその求めていた証拠を獲得して開示に至るということも少なくありません。

一方で、整理手続にするデメリットもあります。主なものとして、整理手続終了後は、証拠調べ請求に制限がかかります(刑訴法316条の32)。また、予定主張を明らかにする必要があります(刑訴法316条の17)。ですので、整理手続にする以上は、整理手続が終わる段階でしっかりとケース・セオリーを構築できていなければなりませんし、予定主張を明らかにする際に、間違っても被告人質問の先取りのような詳細な主張をしたり、検察官の主張に対する認否をしたりすることのないよう気をつける必要があります。

### 3 整理手続にするための工夫

整理手続にするためには、「証拠開示が必要」という理由を強く押しつけても意味がありません。それは法律の要件からしても明らかです。いかに争点と証拠を整理する必要があるか、「充実した公判の審理を継続的、計画的かつ迅速に行うために必要」かどうかを訴えていく必要があります。事案や証拠関係がシンプルな事件でも、“争点の拡散を防止する”という視点や、“不必要な人証を避けるため”という視点を持つと、説得力が上がります。筆者自身は、このようなロジックを活用して、暴行事件を公判前整理手続に付させたこともありますし、道路交通法違反（酒気帯び運転）事件を期日間整理手続に付させたこともあります。

また、公判前整理手続に付する請求は、起訴されたらなるべく早い段階で行うことが肝要です。第一回公判期日が指定されてしまうと、とりあえず公判期日をしましょうということに流れやすくなってしまいますので、遅くともそれまでには請求をしておく（少なくともその意思を裁判所に示しておく）ことが重要です。もし指定されてしまっても、期日間整理手続を求めましょう。

非対象事件において公判前整理手続を請求した場合、多くは、「とりあえず打合せをしましょう」という流れになると思います。そこでも、公判前整理手続に付させるために訴えるべきことは基本的に同じです。特に、証拠一覧表の開示を強く求めると、検察官はそれに対して整理手続に付されない場合には拒否をすることが多いので、そのことが裁判所において公判前整理手続に付すか否かを判断する上での積極的な要素になることがあります。

### 4 付されなかった時どうすれば良いか

整理手続を請求したとしても、付されないケースは

よくあります。付されなかった場合には、不服申立手続があるわけではないし、状況が変わらない限り「考え直してくれ」と言っても響きません。

その場合には、“いかに整理手続っぽく公判準備を進めていくか”という考えにシフトしましょう。特に否認事件の場合は、整理手続にならなかったとしても、裁判所は、争点と証拠の整理及び審理計画を定めるために打合せ期日を重ねることが一般的なので、その中で整理手続風に進めるよう工夫することが重要です。といっても、言うは易しでそう上手くはいきませんが、そのために大事なのは、「進行を弁護人から積極的に提案する」ことです。裁判所の進行に受け身になっていると、本来やりたかったことができないままタイミングを失いかねません。なので、「まずは整理手続のように、期限を決めて、検察官から主張と証拠を明らかにしてほしい。その上で証拠開示を求め、それが済んだら弁護側の主張を明らかにするようにしたい」といったように、進行を積極的に提案するべきです。また、裁判所から信頼を得ることで、弁護人が希望する進行を通しやすくなります。そのためにまずできることは、弁護側に課された作業は早く済ませてしまうことです。たとえば、類型証拠開示請求をいつまでに出すとか、そういう作業系のことは、手早く期限を切って提出してしまいましょう。ただし、ケース・セオリーの検討には十分な時間をかけるべきなので、このような点を無理して急ぐべきではありません。

### 5 おわりに

整理手続自体の立回りについては、制度開始から15年以上経過しているので、優れた論文や講義が蓄積されていますから、そちらをご参考にしてください。しかし、そもそも整理手続に付させるというオプションが頭の中に具体的に無いと、せっかくの手続に進みようがないので、本稿をきっかけに、活用してみようと思っただけならば幸いです。